

議事日程 (1)

平成26年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 議案第63号 芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 第5 議案第64号 芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の制定について
- 第6 議案第65号 地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 第7 議案第66号 芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第67号 地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
- 第9 議案第68号 町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第69号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第70号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第71号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第72号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第73号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)
- 第15 議案第74号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第16 議案第75号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第76号 平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第18 議案第77号 芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けについて
- 第19 議案第78号 地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標の策定について
- 第20 議案第79号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の制定について
- 第21 議案第80号 指定管理者の指定について

- 第22 議案第81号 指定管理者の指定について
第23 議案第82号 指定管理者の指定について
第24 承認第4号 専決処分事項の承認について
第25 報告第5号 専決処分事項の報告について
第26 報告第6号 専決処分事項の報告について
第27 発議第7号 町長の専決事項の指定について
第28 請願第5号 「農業・農協改革」に関する請願書について
-

【 出席議員 】 (13名)

- 1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志
-

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 武谷久美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 中西新吾 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 入江真二 住民課長 池上亮吉
福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 木本拓也 地域づくり課長 松尾徳昭
学校教育課長 岡本正美 生涯学習課長 本石美香 病院事務長 森田幸次
競艇事業局次長 大長光信行 管理課長 藤崎隆好 事業課長 濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 1 2名

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成26年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月4日から12月16日までの13日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、6番、田島議員と7番、辻本議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

平成26年芦屋町議会第4回定例会の議案上程前に、平成26年芦屋町議会第3回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、肺炎球菌ワクチンの定期接種の開始についてです。

10月1日から、高齢者を対象とした定期接種が始まりました。予防接種を受ける機会は、一

生涯に一度限りで、30年度までの該当する年齢となる年度のみとなります。本年度は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方と、101歳以上の方が対象となります。また、60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能で、日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能で、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方も定期接種の対象となります。

2点目は、あしや砂像展の開催についてです。

11月1日から12月25日までの間、あしや砂像展「冬の砂物語」を開催しています。9年ぶりに再開いたしました、このイベントの入場者は、11月30日時点で、2万6,431人となっています。11月28日からは、ライトアップやイルミネーションを行い、多くの方々が来場をされ、楽しまれています。

また、11月1日のオープニングイベントでは、芦屋町のイメージキャラクター「アッシー」の着ぐるみを、お披露目いたしました。今後も、いろいろなイベントなどに参加し、情報発信とPRを図っていきたいと考えております。

3点目は、芦屋町功労者表彰についてです。

11月5日、平成26年度芦屋町功労者表彰を行いました。受賞者は、保護司として非行、犯罪のない地域社会づくりに尽力された、野崎昭吾さん、堀川タマエさん。消防団員として民生保全に貢献された、中村安志さん、山口康徳さん、吉永藤綱さんの5人です。皆さんの功績に、感謝を申し上げたところであります。

4点目は、第5回祭りあしやの開催についてです。

町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりのイベントであります、第5回祭りあしやが11月9日、砂像展を盛り上げるために芦屋海浜公園にて開催されました。霧雨混じる天候も午後には持ち直し、多くの方々が来場され、楽しい時間を過ごすことができました。住民の交流や、町のにぎわいづくりのために活動していただきました、実行委員会や出演者など、数多くの皆さんの活動に感謝を申し上げたいと存じます。

5点目は、ミニボートピア宮崎のオープンについてです。

11月15日、宮崎県宮崎市において、場外舟券発売場、ミニボートピア宮崎がオープンしました。オープン記念式典には、地元宮崎市の副市長をはじめ、地元自治会会長や業界関係のご来賓を迎え、また、横尾議長にもご臨席いただき、盛大にとり行うことができました。

このミニボートピア宮崎は、ボートレース芦屋の専用場外発売場としては、8番目の施設となり、宮崎県内では、高城、日向、日南に続く4カ所目の施設となります。芦屋で開催する全レースをはじめ、1日最大5場の発売を行うこととしており、競艇事業収益のさらなる拡大を図ってまいります。

6点目は、宝くじ松植樹事業についてです。

11月23日、鶴松保安林内に、宝くじ助成事業として1,000本、がんばれ芦屋町ふるさと応援基金として200本の計1,200本の松の苗を、芦屋町、航空自衛隊芦屋基地、遠賀町のボランティア、約190人に参加していただき、植樹をいたしました。皆さんの活動に感謝を申し上げますとともに、今後も、保安林の機能の回復を図ってまいります。

7点目は、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の設置についてです。

11月26日、芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会の2期目の総会が行われました。協議会では、1期目での要望項目であります、里浜づくり事業や夏井ヶ浜の崩落防止事業などの早期実現を求めるとともに、両町の海岸浸食と砂の堆積の抜本的対策を講じるよう、引き続き福岡県に求めてまいります。

8点目は、福岡県筑前海沿岸市町海岸松林保全対策協議会の設立についてです。

松枯れの被害が全国的に蔓延しており、響灘、玄界灘に面している沿岸地域でも、多大な被害をもたらしている状況となっております。この状況を解決するため、遠賀郡内から糸島市までの沿岸地域4市5町合同で、地域の財産である松林の保全再生のための活動を行うべく、本協議会を11月26日に設立しました。27年度から国などに対し、松枯れ対策の要望活動を行ってまいります。

9点目は、第4次芦屋町行政改革大綱の策定についてです。

現在、取り組んでおります第3次行政改革大綱・第2ステージが、26年度をもって終了します。このため、27年度から31年度までの5年間の行政改革を行う指針となる第4次行政改革大綱を策定します。

議員の皆さまに近くこの素案を報告し、その後、12月末からパブリックコメントを実施するなどの手続きを進めてまいります。

10点目は、文書非開示処分取消等請求および控訴請求事件についてです。

平成25年6月、原告であるNPO法人ニューオンブズマンが、芦屋町を被告として訴えがなされた、文書非開示処分取消等請求及び控訴請求事件の裁判結果等について報告をします。

裁判は、一審、二審とも芦屋町の主張を退け、情報を開示せよとの判決でした。本年11月、芦屋町はこの判決を尊重して、上告を断念するに至ったものでありますが、その経緯等についてご説明いたします。

訴えは、平成22年度高齢者福祉施設整備に関して、芦屋町が福岡県に提出したかがみ文書及び事業者が芦屋町に提出した同文書のうち、設置予定地の地番の非開示に関して、これを開示せよとの請求です。

この始まりは、平成24年12月にNPO法人ニューオンブズマンが行った22年度の特別

養護老人ホーム整備において、事業者が提出した協議書のうち、施設の設置場所の開示請求に対して、芦屋町が非開示の決定をしたことに起因します。

施設整備は、福岡県に許可権限があり、22年度分の整備では、当該事業者は福岡県において不採択が決定していました。不採択となった事実は、事業者にとって信用または社会的評価が害され不利益になることから、芦屋町情報公開条例第6条により、設置場所はもとより事業社名などは非開示とすることが相当という判断をしました。これは許可権限者である福岡県も同様であります。

その後、非開示を不服としたNPO法人ニューオンブズマンは、第三者委員会である芦屋町情報公開審査会に申し立てを行いました。25年3月に設置場所を非開示とする決定がなされました。

この結果を不服として、25年6月、原告であるNPO法人ニューオンブズマンは福岡地裁に処分取り消しの訴訟を行ったものです。

第一審では、事業者にとって不利益は明らかであること及びあらかじめ公開することが予定されている情報とは言えないことなどを訴えましたが、26年3月に開示せよとの不本意な判決となりました。

芦屋町としましては、まず、1点目として、同じ情報を持つ福岡県も同様に非開示としていること。2点目として、不採択となった事業者が開示を望んでないこと。3点目として、芦屋町情報公開審査会が非開示の決定をしていること。4点目として、芦屋町が非開示決定をした24年12月の前に、事業者などを誹謗中傷するビラの頒布があったこと及び新たな証拠として、一度同意をした隣接地権者に対して同意を撤回させるなどの妨害行為が行われたことを提示して、地番を開示すれば同じような妨害行為が行われることは確実であったとして控訴しました。なお、この同意撤回は、妨害行為のことが発覚後しばらくして、再度、隣接地権者は同意されています。

控訴審では、誹謗中傷ビラや妨害行為があったことについて、裁判所は認定しております。また、原告であるNPO法人ニューオンブズマンも同意撤回の妨害行為にかかわっていたことを認めております。

26年9月、原告が裁判所に提出した第三準備書面に記載されておりますが、原告の訴訟目的は、「特定の事業者と芦屋町との官制談合を追及することにある。本来であれば、条例に基づき町議会の承認が必要であるところ、芦屋町が当該事業者と結託して官制談合を働き、町有地を一事業者に議会の承認もなく利用させようとしたのではないかとの疑いを有している。」と、その訴訟理由を述べています。

芦屋町として上告を断念したことをもって、11月28日付けで原告であるNPO法人ニューオンブズマンへ設置予定地の地番は開示いたしました。このことにより、開示した地番が町有地

ではないことは明らかであります。原告であるNPO法人ニューオンブズマンは、このように根も葉もないことに疑いをもち、これまで数々の誹謗中傷ビラにおいても、官制談合とあたかも事実があったかのような中傷を繰り返してきました。つきましては、このような官制談合の疑惑は、全く根拠のないものであることが明白であります。

裁判結果は、当該地番情報について、「住民説明会が実施されている以上、容易に推知される情報であること。情報が公開されることを前提として協議申し込みをしていると解されるので、信用及び社会的評価が害されるとしても、甘受すべきであること。妨害行為などの事情をもってしても、何らかの妨害行為が行われる蓋然性を認めるに足りない。」とのことで、当該地番情報を開示せよというものであります。

芦屋町は、新たな妨害行為の事実を提出して高裁まで争いましたが、芦屋町の主張が認められない判決となり、当該事業者にも報告し了承を得て、この高裁判決を尊重し、ここに上告は断念する判断を行ったものであります。

なお、今後の情報公開のあり方については、この裁判結果を踏まえ対処していく所存であります。また、裁判結果と今後の情報公開の運用については、広報等でお知らせを行うことといたします。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第63号から日程第28、請願第5号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第63号の芦屋町病院事業の設置等に関する条例等を廃止する条例の制定につきましては、

町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い廃止するものでございます。廃止については法人設立の日から施行し、廃止した部分は必要に応じて法人の規約などで改めて定めるものでございます。

議案第64号の芦屋町訪問看護ステーション設置条例を廃止する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、芦屋町訪問看護ステーションを法人の附帯事業とするため廃止するものでございます。廃止については法人設立の日から施行し、廃止した部分は必要に応じて法人の規約などで改めて定めるものでございます。

議案第65号の地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院への職員の引き継ぎに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第66号の芦屋町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、病院事業会計及び訪問看護特別会計を廃止するとともに、新たに地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計を設置するものでございます。

議案第67号の地方独立行政法人芦屋中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定につきましては、町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、重要な財産を定めるものでございます。

議案第68号の町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、平成28年4月1日から現行の住民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて年10回で納付する集合徴収方式をやめ、税目毎に徴収する単税徴収方式へと変更するため廃止するものでございます。

議案第69号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定にあわせて、住民税、固定資産税の納期の見直しを行うものでございます。

議案第70号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定にあわせて、国民健康保険税の納期の見直しを行うものでございます。

議案第71号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。

議案第72号の芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項等を改正するものでございます。

次に予算議案でございますが、議案第73号の平成26年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）

につきましては、歳入歳出それぞれ4,593万5,000円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、過疎対策事業債等や財政調整基金繰入金を増額計上したほか、農地台帳システム整備事業交付金を措置しております。

歳出につきましては、小中学校の空調改修工事実施設計委託を計上したほか、農地台帳システム導入委託や松くい虫伐倒駆除委託を措置しております。

また、繰越明許費として、城山公園唐戸側傾斜地点検業務委託を計上したほか、債務負担行為として、財務会計システム初期構築業務委託と外国語指導業務委託を予定しております。

議案第74号の平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では、特別調整交付金、過年度分療養給付費交付金及び前年度繰越金の増額、職員給与費等に関する一般会計繰入金の減額を計上しております。歳出では、人件費、後期高齢者支援金及び介護納付金の減額、保険給付費、国保直営診療施設繰出金及び調整による予備費の増額を計上しております。

議案第75号の平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では、事務費繰入金に関する一般会計繰入金の増額を計上しております。歳出では、職員手当等の増額、共済費の減額を計上しております。

議案第76号の平成26年度芦屋町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、資本的収入のほか、会計負担金において、国民健康保険調整交付金の確定に伴う431万9,000円の増額を計上しております。

次にその他議案でございますが、議案第77号の芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けにつきましては、貸付料が地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に該当しますので、議会議決をお願いするものでございます。

議案第78号の地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標の策定につきましては、町立芦屋中央病院の独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもので、同条第3項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第79号の電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の制定につきましては、平成27年2月16日から戸籍システムを飯塚市と共同利用するに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により規約を定め、電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を飯塚市に委託するため、同条第3項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第80号の指定管理者の指定につきましては、老人憩の家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第81号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

議案第82号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会議決をお願いするものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第4号の専決処分事項の承認につきましては、衆議院解散に伴います選挙費用について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

次に報告議案でございますが、報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘保育所内部改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第6号の専決処分事項の報告につきましては、平成26年8月に発生した車両損傷事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、今井議員に発議第7号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井でございます。発議第7号の提案理由の説明として、配付してあります資料を読み上げて提案理由といたしたいと思っております。

発議第7号、町長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、町長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出、芦屋町議会議長、横尾武志殿、提出者、私、今井、賛成者、松上議員。

記

1. 学校給食費の請求に関する支払い督促の申し立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2. 奨学金の返還請求に関する支払い督促の申し立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

以上でございます。なお、細かいその理由書につきましては皆様方のお手元のほうに、理由書も添付しておりますので、委員会でのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の趣旨説明は終わりました。

次に、2番、内海議員に請願第5号の趣旨説明を求めます。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

皆さん、おはようございます。2番、内海です。請願第5号、「農業・農協改革」に関する請願の趣旨説明につきましては、お手元の資料40ページ、請願要旨を読み上げて請願理由の趣旨説明とさせていただきます。

1. 請願要旨

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが、最も効果的であり効率的です。ついては、次期国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、下記の点にご留意の上、現場の意見を反映するよう国への意見書を提出いただきたく、請願いたします。

(1) 協同組合であり、民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。

(2) JAが行っている営農・経済・信用・共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。

(3) 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障をきたす規制強化を行わないこと。

(4) 全農は、JAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。

(5) 中央会は、JAの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

以上、請願要旨を読み上げました。所管におきましては、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で内海議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第63号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第64号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第65号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第68号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

議案第68号について、所管外でございますので、お尋ねをしておきます。議案第68号、町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてということで、提案されておりますが、この特例条例につきましては昭和39年4月から施行されております。この目的としましては、当時は納税成績の向上だとか、あるいは事務の合理化を図るためという理由でもってですね、この特例が設けられたわけですが、なぜ今日ここで廃止をしなければならないのか理由をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

今回の集合徴収方式から単税徴収方式への変更の理由についてご説明いたします。先ほど小田議員も言われましたように、集合徴収方式を昭和39年から現在まで行っておりました。県内の自治体を見ましても、芦屋町を含めて3市町しかこの集合徴収方式を採用しておりません。それほどまれな徴収方式ということとなっております。

今回変更の理由の大きな一つといたしまして、今現在、電算システムの共同利用を進めております。これが平成28年の4月から本格稼働という形で今、協議が行われています。そちらの共同利用になりますと、徴収方式が集合徴収方式でありますとシステムの改修という独自の改修費がかかってくることとなります。この共同利用の目的でありますコスト削減には、この税に関しては、なっていないということで、これが一番の大きな理由でございます。

それと、当初の事務の合理化を図るということで、集合徴収方式をやってまいりましたが、電算化等に伴いまして、一旦集められた集合税を各単税ごとに振り分ける作業、こちらのほうになり今、作業に手間がかかっております。その辺の事務の効率化を図るという点でも考えまして、変更いたしました次第でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは伺います。これは今までは、年に10回で納付するという集合徴収方式でしたが、単独になってもですね、年に10回というのは変わらないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

納期につきましてご説明いたします。次の税条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正のほうの内容になってまいりますけど、こちらのほうの各条例のほうで、納期の変更をお願いしたいと考えております。具体的には住民税は4期、固定資産税は4期、国民健康保険税は9期というふうになります。月といたしましては、住民税が6月、8月、10月、1月、この4期でございます。固定資産税は5月、7月、12月、2月の4期でございます。国民健康保険税につきましては7月から3月の9期というふうと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

納期もですね、10回から短くて4回、長くて9回ということで、基本的には短縮されるわけですが、ただ回数が少なくなるということは、1回に払う保険料、税が上がるとそういったふうになると思います。そういった点ではなかなか支払いがしにくいという状況もありですね、滞納が生まれるんじゃないかという、そういった危惧もされるわけですが、そういった点ではですね、この単独でやるということによって、滞納時の財産の差し押さえとか、また支払い督促の申し立ての訴えとか、そういったことにつながるのではないかと思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

確かに納期が少なくなるということは、1回で納める金額が今までよりも、10回よりも当然1.5倍とか多くなる方もおられます。ほとんどの方、単税方式といいましても、住民税と固定資産税と国民健康保険税、三つとも納めておられる方はそれほど大きな上下はないと思いますけども、例えば固定資産税だけを納めている方につきましては、該当する月に4回に分けますので、2倍近くの金額となります。もともと税額が上がるわけではありませんで、そちらのほうはご理解をいただきまして、計画的に納めていただくということをぜひお願いしたいと思ひますし、この納税方式が変わることによって混乱も若干あるかと思ひますので、今後1年間かけてですね、確定申告の時期等も含め、住民の皆様にも周知を徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

三つに分けられるということでですね、例えば二つは払えるが、一つは滞納するというそういった事態も生まれます。そういったことになると、最近の税の徴収のあり方を見ればですね、滞納コール即、財産の差し押さえという、そういったことをやっている傾向が強くなっているということで、そういった点ではですね、住民にとってなかなか厳しいものになるというふうに思ひます。そういった点では、そこら近所についての取立てについては、どのようにお考えなのかを伺ひます。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

徴収といたしますか、滞納に対しての考え方でございますけども、やはり滞納者に対しては厳しくあたっていきたいと考えております。その厳しくあたるといっても、当然、滞納者の財産調査等も十分行いまして、相談も受けております。悪質な滞納者につきましては、先ほど川上議員が言われましたように、今現在、差し押さえ等、かなり強行にやっているところはありますが、基本的に99%の住民の方が税金をちゃんと納められています。そういう方に対しての公平性を考えまして、厳しく当たっていつているところでございます。

このたび単税化に変わりましたが、先ほども話しましたけども、ほとんどの市町村がそういった形で税の徴収をとっております。芦屋町でできないはずはありません。芦屋町の方だけがそういう方式になったから滞納がふえるということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

先ほどからお話がありますように、現在の集合徴収として、固定資産税と国民健康保険が6月から翌年の3月までの10期で納付されております。税目ごとに徴収する単税徴収方式にすることは、納付書は住民税、それから固定資産税、国民健康保険税とその3冊になるのか。そうなりますと、今、ご意見が出ていましたように、片方は納めても片方はまだちょっと待ってもらおうとか、そういったのを私も懸念しているわけですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

納付書につきましては、今言われましたとおり納付書の枚数がふえてまいります。ただ、納付する月がそれぞれ違いますので、納付する最初の月に送るような形になりますので、一度に3税とも納付書が来るという形ではありませんので、そのそれぞれの期の初め、例えば住民税でしたら6月、固定資産税でしたら5月、国民健康保険税でしたら7月というふうに手元に届く納付書の時期がずれるような形になりますので、そちらのほうで皆様に管理していただいて、それぞれで、この月は何税を支払うというふうな意識をもって納めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今現在、私は納付書で納めております。その納付書で納めているのには、固定資産税と国民健

康保険税が一緒になっております。だから忘れるということはありません。その1枚を提出してお金を納めれば、印鑑をついていただくということになっております。だから、それで心配するのが固定資産税は5月に来る、住民税は6月とか、また固定資産税は5、7、12、2となっているわけですから、その辺がもっとですね、やはりあのどうか1冊にしていけるのか、別々であるのか、その辺はですね、きちんとやっぱり考えておられないと、おそらく手元に受け取った私たちでもこれは戸惑いが出てくるんじゃないかと懸念があります。だからその点をよろしくご検討願いたいと思っております。どうでしょう、その点について。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

益田議員が今言われましたように、税を一緒にしてしまうとそれが集合徴収方式ということになりますので、単税方式に変えるということはそれぞれの税ごとに納付書が行くというものでございます。ですから、やはり先ほど言いましたが、月ごとに国民健康保険税の月、住民税の月、固定資産税の月というふうに意識を持って納付していただく必要があるかなと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

一緒にするのではなく、それは科目ごとに分けるということでございますので、その用紙をですね、なんかその、今10枚しかありませんよね。それを固定資産税、また住民税と1カ月置きに払うわけですから、なかなかですね、払う側にとっては大変なやっぱり作業になると思うんですね。高齢になればなるほどやはりその点が難しいので、その冊子を1冊にできないのかなとか、私の単純な考えでね、それは別々なんだろうけども住民税と固定資産税とそういったものも含めてちょっと枚数は多くなるでしょうけども、この月はこれを支払うとか、この月にはこれを支払うような方式はどうかかなと思っているものですから。後はご検討ください。よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、一番最初の小田議員の発言の中で、コスト削減というお話が出ました。それで、今回共同利用することになって、仮に芦屋の集合税をそのまま引き継げば、要するにシステム改修が必要だという。そこでお金が余分に出ると。今もってこの三つに分ければ、当然納付書が三つに分けられる。それと督促のはがきも三つになる。それから振りかえをすれば、振りかえの結果、各年

度の終わりに完納した方についてはがきが送られますよね。このはがきも3枚になる。そういうふうなことも考えていますと、これはずっと永久的に続くわけですよね。この枚数、お金は。だから、今言ったように、システム改修にかかるお金と、それからこういうふうに永久的に続くお金のバランス的なものを調べられたのか。そして、もし仮に共同利用して芦屋の方式が全くできないのであれば、これは考える余地はないんですけども、できるのであれば検討の余地はあるのかなど。

私はどちらかといえば、町民のサービスの面からでも、まとめたほうが払いやすいし、極端な話、これ8月には町民税と固定資産、国民健康保険ですね。特に、国民健康保険とか、今一番高いんですよ。その中で、それが10期が9期になるということは当然上がってくるわけですよね。安い月もあるけども、高い月もあるということがありますが、その辺は将来的にはどういようなお考えを持たれているかちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

内海議員が言われましたコストの面ですが、私どものほうで経費のシミュレーションを10年間ぐらいで考えております。先ほど言いましたシステム改修費ですけども、例えば一番最初にシステムの改修で、大まか六百万から七百万ほどかかるのではないかと考えております。このクラウドの関係の電算システムもずっと同じように使うわけではありませんので、5年に1度ぐらいの更新はあるということで10年間、当初を含めて2回ほどバージョンアップの機に改修費というか、カスタマイズの費用が同じように600から700万ぐらいかかるのではないかとこのころです。

一方、言われました納付書等、はがき等の印刷製本費、当然上がりますが、今現在が年間60万から70万の間ぐらいで動いております。これが納付書の枚数がふえることにより、90万程度に上がるということで、30万円ほどのアップということで、10年間トータルでそういう経費的なものを考えましたところ、かなりの経費の削減にはなっていくというふうな資産を行っております。

あと税の関係で言いますと、ほとんど毎年のように法改正がありまして、それに伴いましてシステムの改修というのも共同利用のクラウドの中でもやっていくんですけども、またその費用に関しても若干、集合徴収方式ということで、そちらもそういうたびに10万から15万ぐらいの経費はかかるというふうに聞いております。ですから、経費的には10年で見ましたところ、大まか五、六百万ぐらいは経費の削減につながっていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第72号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第73号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 8番 小田 武人君

議案第73号について1点お尋ねいたします。15ページをお願いいたします。総務費の財産管理費の中で、13の委託料。松くい虫の伐倒駆除ですが、これはあの私どもの委員会所管じゃない、契約管財係の分ということでございますので、このあたりここでお尋ねしておきますが、場所とそれから本数的なものがわかりましたらお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

契約管財所管については、社協の周辺で2本、それから中央病院下のところにある普通財産で1本、計3本ということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

所管外になりますのでお尋ねしておきます。18ページ、歳出のところ。2款民生費の2目ですね、老人福祉総務費のところですが、負担金補助金及び交付金ということで、芦屋町地域介護福祉空間等整備補助金二百五十万ほど上がっておりますが、これは歳入で見えますとトンネル予算となっております。これはどんなことをされるのかということをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成27年4月1日に消防法令が改正されます。それで、面積要件に関わらず、全ての有料老人ホームにスプリンクラーと火災報知機の設置が事業者には義務づけられてまいります。本補助金は事業者の設置意向に基づき国の補助金を活用し、事業者へ交付するものです。先ほど言いました補助金の内訳と申しますのは、スプリンクラー設置と火災報知機設置に伴うもので、交付額というのは国の基準で定められております。ちなみに、ここの老人ホームにつきましては、中央公園の入り口に7床持っております、あおばの郷という有料老人ホームでございます。それ以外は全て設備が整っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今の中身でよくわかりました。

もう1点お尋ねします。21ページ、2目の水産業振興費のところですが、芦屋町稚魚等放流補助金、まあ金額はたいしたことありませんが、二十万ほどです。これは過去にもいろいろな稚魚の放流をされたと思うんですが、今回の放流は種類が何で、どこに計画してあるのかということと、これは漁協の事業に対する補助金なのかということ。それともう1点は漁協さんは今合併していますので、遠賀漁協になります。そことの関連はどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今回の補助につきましては、柏原支所と芦屋支所の中で柏原のほうの放流という形に考えております。アワビを2, 500、サザエを5, 000という形の中で、これの2分の1を補助するという形で考えております。あと、その他船等の係留に出る費用の2分の1を補助するという形で考えております。この要綱につきましては、遠賀漁協合併して波津と3カ所となっておりますけれど、芦屋の部分の芦屋支所と柏原支所に対して補助を行うという形で、補助要綱をつくっております。

以上で説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

私も素人でわかりませんが、たとえばアワビでも種類があるようで、一番高いのは黒アワビと聞いていますが、そのアワビの種類は何でしょう。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

種類までは、ちょっと確認はしておりません。すみません。申し訳ございません。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

今の放流事業について、ちょっと関連で教えてください。これは何年ぶりに放流、毎年されていませんよね。それとですね、アワビ、サザエって潜ってとらなきゃいけないじゃないですか。そういう潜る漁師、そういうダイバーの方、何名登録されているか教えてください。お願いします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

何年ぶりというか、記憶的には定かではないんですけど、行革のときからちょっと中止をいしてございまして、今回漁業振興という形の中でもう一度放流を行おうというふうに補助要綱をつくっております。潜る漁師の数につきましては、2名程度ぐらいではないかなとふうな形では、きちんと数は把握できてはいる状況です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

違うところで、22ページの商工振興費の補助金で、芦屋町空き店舗事業補助金と芦屋町創業等促進支援事業補助金について、詳しい内容を教えてください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

芦屋町創業補助金につきましては、新規の創業者及び第二創業者に対し、対象経費があるんですけど、その2分の1以内で100万円を限度に補助するという形の中で、前回の一般質問の6月から9月今井議員さんが提案されてきました補助制度等を要綱として、今回整備して1件分の100万を上げているという状況になります。空き店舗活用事業につきましては中心市街地の空き店舗を活用し、事業するものに対して家賃補助として、5万円を限度として2年間の補助を行うように考えております。補助率に関しましては、1年目が2分の1、2年目につきましては3分の1を補助するという形の中で、今年度につきましては要綱等予算確定後という形ですので、3カ月分というの中で、15万という形の中で予算を計上しているという状況になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第74号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第75号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第76号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第77号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

議案第77号、芦屋町メガソーラー事業に係る町有地の貸付けに関して質問をいたします。今回の内容を見ますと、15万平方メートルの土地の貸し付けに関し、約304万円の貸付金額、この金額の算定根拠と今回の業者決定に至る経緯及び契約期間について質疑したいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

お答えいたします。ごみ処理場跡地ということで、ごみが埋められる土地ということで、売却できないということがございます。この事業につきましては、公募の際から公開していました基本協定書案には、応募者からどのような提案がされるのかはわからないため、貸付料の項目に13ページの土地契約書でもございますが、第5条第3項にございます、「本協定書締結後に事業用地内において、乙がメガソーラー施設の拡大またはその他の用に供するときは、芦屋町及び乙は協議の上、貸付料を増額改定することができる。」としております。また、2筆とも地目は山林でございまして、森林簿に掲載されている森林がございまして、1ヘクタール以上の開発は森林開発許可が必要となります。この事業者は、使用面積が森林開発の許可申請が必要のない範囲でのパネル設置を計画し、事業者提案の貸付料は、パネルを使用する面積で積算されております。パネル設置面積につきましては、約4万3,400平米程度で、単価が70円ということでこの金額が設定をされております。また、この貸付料のほかに償却資産税ということで、20年間で9,554万ほどの収入がございまして、合わせますと1億5,630万円程度の収入ということになります。

次に続きまして、審査等につきましては、芦屋町メガソーラー設置運営事業予定者選定検討会という第三者委員会を設けました。審査会におきましては、法人概要、メガソーラー設置運営等の実績、また事業計画、維持管理、それから土地貸付料などを審議していただきまして、その結果、最優秀企画提案者、次点者が町に報告され、町ではその報告を参考にして決定いたしました。第三者委員会のメンバーにつきましては、公認会計士、環境工学、エネルギーシステム工学、弁護士など5人で構成されております。

続きまして、契約期間でございます。契約期間につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる売電のことがあるわけですが、売電を開始した日から20年間ということにしております。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

売電で20年間ということがわかりましたけども、この町有地の15万平方と先ほど言いましたけども、そのうちの4万を使うということで、今の回答がありましたけども、このメガソーラー事業というものがですね、やはり、きちんと町民にも理解をしていただかなくてははいけませんし、当然、我々議会もこの後審議するわけですけども、これまでのこのメガソーラー事業のここまでに来る間の経緯の説明と、今後、地域住民に対してどのような説明を行うのか、この計画について質問をしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まず、昨年から環境調査を実施してまいりました。環境調査の結果につきましては、ベンゼンが出たわけですが、ベンゼンにつきましては、飲料水として摂取する場合の環境基準を超えて検出されたということですが、排出の環境基準内でおさまっておるという結果でございます。この内容につきまして、昨年12月、総務財政委員会に環境調査の報告とメガソーラー誘致事業の報告をいたしました。また、ことし2月、全員協議会におきまして、同じく環境調査の報告、メガソーラー誘致事業の報告をいたしたところです。

住民の皆様には、4月1日号で環境調査の内容、メガソーラー誘致事業を行うという内容を広報に掲載しております。4月15日号、事業者の募集のお知らせということで広報に載せております。ホームページでは、4月23日から公募を公表しております。選定をした最優秀企画提案者、それと次点者を選定会で決めまして、決定したわけですが、最優秀企画提案者につきましては辞退をされたということで、次点者との協議ということを始めました。この内容につきましては、10月20日、総務財政委員会に報告、途中経過、それと九州電力の回答保留について、それと次点者との協議ということで報告をいたしております。その後、次点者の事業者と協議を重ねた結果、基本協定書案、土地契約書案が11月26日に取りまとまったということで、本議会に上程をさせていただいたものであります。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、お話の中で最後に、2番目の質問の中で一つ、地域に対してはどうされるかということはこの後で、3番目の質問を今します、そこもお答えください。

この土地につきましては、既に私、広域の議会で先月も質問しておりますし、その前から2回

ほど、この大君のごみ捨て場についてはどのようにするのか、芦屋町にとっては全てきれいにし
て土地活用ができるようにという提案を何度もしております。これは私も、再度、もう一度広域
議会が来年ありますけれども、この辺は声を大きくしてきちんと要請したいと思っておりますけれども、
今回のこのメガソーラー事業が、今回議決が行われてやったとしたときに、この大君の跡地がで
すね、今、先ほど課長のご説明もありましたように、いわゆる岩盤が厚くて、水がきちんと底に
残っているんですけれども、そこにはベンゼンの液が残っているわけです。ベンゼンというのは、
もう皆さんご存知だと思いますけれども、発がん性物質。たまたま大君の土地は非常に岩盤が固
くて、外に表流水を検査しても出ては今いませんけれども、大水が出たら実際には出てくるわけ
です。地域にです。ですから、先ほど言いましたように地域へのきちんとした説明、それから、
それをどうするかというのと、もう一つは、このメガソーラー事業が、この大君の跡地をきれ
いにする場合の障害とならないのか、20年間の契約で、そのこと二つについて、最後お聞きし
たいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

地元につきましては、周辺地域に最大の配慮をするということにしております。そのために、
設置前に大君地区、また青葉地区、高須地区について、住民説明会を予定しております。

続きまして、今回の事業とごみ処理場ということの関係でございますが、全国的に埋められて
いるごみを取り除くことは余りありません。余りというか、全国的にありません。最終処分場の
跡利用として、土地の形質を変更せず実施できる太陽光発電施設の設置が進んでおります。設計
で積算費用を算出したわけではございませんが、専門の方に尋ねた記録によりますと、埋立地の
対象面積1万5,000平米で、100メートルごとに調査をしなければならないため、この費用
に1,500万円以上が見込まれます。削除、除去を行う場合は、1立方メートル当たり、5,
000円程度の処理費用がかかると見込まれます。例えば、1万5,000平米で7メートルから
10メートルくらいと考えますと、10万立方メートルを削除する場合は、5億円程度と処理費
が見込まれます。また処理費用とは別に工事費が発生します。この金額については不明でござい
ます。ということで、この事業は、ごみを取り除こうとするときには、契約期間があくまでも売
電から20年ということですから、この期間はそれができないということになります。このため、
広域との絡みということで、広域とは芦屋町で公害が発生した場合に、覚書がございます。この
覚書につきましては、町とまた広域で、再度また確認書を交わしておるという状況でございます。
以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第77号の、先ほど町長のほうから提案理由の説明がありまして、その中には地方自治法96条第1項第6号、それから237条第2項の規定に基づきということで、この条文を見ますと、「適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」ということがうたわれています。多分このことで議会議決が必要だと。それで、15万1,587平米、貸付料が約304万。これ割りますと、平米20円ということになります。先ほどの件では使う4万3,400平米については、平米70円ですよというお話がありましたけれども、総面積から割れば約20円。それで価格が著しく低いということの内容で上程されていると思いますけれども、これの正規な価格については、土地鑑定士か何かをされて、いくらになるのか。その辺をちょっとお願いします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここの土地に関してましては、鑑定業者に委託してですね、平米単価が1,100円。15万1,587平米ですので、適正単価としては583万6,000円程度が適正単価なので、実際303万9,120円ということなので、適正対価ではないという判断です。以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今、平米1,100円ということで580万ですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

すいません。中身を省略していました。これ、計算方法は町有財産取扱規則で、固定資産の100分の5。これを掛けたらその金額です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

わかりました。計算方法がありましたから。20円という決定、計算にいて、最終的に平米20円という決定した根拠は何かございますか。要するに減額したという条項については、確かに、昔のごみ焼却場跡地ということもありましようけども、その辺のその減額した率とか、その

辺についてはどのような形での率を決められたのか、よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

減額ということではなくてですね、先ほど申しましたように、芦屋町メガソーラーの事業者が事業提案をされてきます。その事業提案の中でこの事業者は、先ほどもお話ししましたように、使用面積が森林開発の許可を必要ない範囲でパネルの設置を計画し、その貸付料を、あくまでも事業者がパネルを使用する面積を自分で積算して、町に提案してきたという内容でございます。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

まだある、もうだめです。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第78号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

22ページにあります、(4)の真ん中ほどですが、救急医療への取り組みということで、芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者についてはと、こう云々ありますが、私たちの議員や一般住民説明会についてはですね、そういう意見等もあったわけですが、この救急医療体制を充実させることとなれば、夜間診療体制の必要もあるでしょうし、そうなれば、医師、看護師、当直、まあそういうのが義務づけられていくと思いますが、その辺については具体的にどのようにされるのか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

この中期目標自身が、町が病院に対してこういう目標を持って対応しなさいということを求めているという考え方です。この中期目標を踏まえた中で、まあ議決をいただければですね、この踏まえた中で、今度は病院側が中期計画を策定します。したがって、その中で具体的なものが出てくるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この今のような目標は、目標でしょうけれど、来年の4月、3月ですか。来年の3月にその計画が出るものと思いますが、その際にそういう今言いました、診療体制になればですね、その当直のための医師、看護師の確保が必要になってきますよね。そうしますと、まあ今までは少人数の常勤の先生しかいなかったわけですから、そういう夜間のものが診療体制ができなかったと、まあすぐによその病院に搬送されるということがあったわけですけど、まあそういうふうに目標に沿った計画が出るとすれば、また人件費、先生とか看護師の人がふえてくるから、どういのかなどちょっと心配して、私としては思いました。

2点目の質問ですが、今回、中期目標がこの議会で提案され議決される、されない、いろいろあるでしょうけど、この昨年に出されました、町立芦屋中央病院は地方独立行政法人化を目指すことになりましたという中にですね、議会とのかかわりはどうなりますかというものがあります。その中で議会の議決事項として、法人設立時の定款の議決と②中期目標、③評価委員会設置、④条例に定める重要な財産の処分の議決、こういうものがもろもろあります。その際にですね、これの、今、中期目標がこの議決されて、来年の3月に中期計画、もろもろの議決があるわけですけど、その来年の3月以降ですね、議会で議決するようなもの、しなければならないもの、そういうものは、どのようなものがあるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

今回の議会の中で中期目標が上程されておりますが、これに基づいて病院側が中期計画を策定するわけでございますが、中期計画を病院のほうで策定いたしまして、また、これにつきましては、評価委員会のほうで審議されます。病院のほうから町のほうに中期計画として提出され、4月1日の臨時議会が予定されております、その中で町のほうから中期計画の議案の上程があり、議決をお願いするというようになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

3月から何かあるか。来年の3月から。住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

来年3月からの分ということになりますと、例えば決算ということであれば、これ議決ではございませんが、評価委員会等で決算内容を審議した後に、議会のほうに認定ということで、提出

するということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この中央病院が独法法に基づいて運営される際にですね、この経営のトップである理事長やその理事ですね、そういう方々については、その議会での提案されて、議会で議決、要件になっていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

議決事項ではございません。町長が任命するというふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

先ほど妹川議員の質問とちょっと重複する部分も出てくるかと思えますけども、本来今回ですね、議案第78号の中期目標の策定についてという格好で書いてございます。この中期目標の策定のいうものが、どのような手続をもって、そしてその今回この議会に提案されたのかと。いわゆる、今言葉として出てきておりますけれども、そこで審議されたある程度の経過内容というのがですね、評価委員会等で審議されたと思えます。その辺の概略の説明と、そしてさらにですね、今後それを受けて、病院のほうで中期計画をつくるというふうな形になっておりますけども、それも大体大まかの時期的なものがわかっておりましたら、ちょっとご説明をお願いしたいんですが。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

中期目標の策定の経過についてお答えいたします。先ほどから出ております、この第三者委員会という評価委員会、これで延べ4回にわたり、審議を行っていただいております。それと9月から10月にかけて、1カ月間ですけれども、パブリックコメントを実施して、今議会に上程しておるということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

それを受けて、今後どのような展開をされるのかということのも、あわせて説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

それは、議会が通ってから。議会通らんやったら、そんな話はせんでいい。

○議員 3番 刀根 正幸君

わかりました。じゃあ終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、議案第78号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第79号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第80号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今回、議案第80号で指定管理者の指定ということで、これは老人憩の家の指定という格好で、社会福祉協議会に指定されております。その以外にも、あとの項目で指定管理の部分が書いてあるんですが、これ実は期間がですね、社会福祉協議会が3カ年。それ以降の分は、5カ年というふうになっているんですが、その3カ年として決めたその理由をご質問いたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町では27年度から公共施設によるサービスのあり方などを検討するために、公共施設等総合管理計画を策定する予定としております。老人憩の家は老朽化している現状がございます。建てかえなどの方針が出されても、対応しやすいよう3年間という指定管理期間としたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

仕様書というか、そういうものがないのでちょっとわからないんですが、指定管理は公募をするのが前提とか、勝手に思っておりましたが、そのまま更新という形になっているんですか。教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

指定管理者の選定につきましては、町の中で指定管理者検討会というのをまず開催いたします。それから、その指定管理選定委員会というのを次に行います。今回の過程におきましては、公募にするのか、公募にしないのか、過去の評価をきちんとして、そして引き続き指定管理したほうがよからうと指定管理選定委員会の結果が出ましたので、公募せずにまた新たに次のこの事業者から、事業提案をしていただいて、指定管理委員会の中で審査をして、今回議案として上程したものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第80号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第81号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第81号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第82号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第82号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、承認第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、報告第6号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

報告第6号、専決処分報告について、これは草刈作業中に草刈機の跳ねた小石が車両の後部ガラス及びボディを破損させたものということになっています。当然そういったものに対してはですね、修理をするというのは、それは当然のことですが、ただ、この同じ内容で過去にも草刈機の石跳ねで車を破損させたというのは数件出てきたと思うんですよね。まあそれによって今後こういったことがないようにということですね、議会でも言っていたと思いますけど、そういった点でも、過去のそういった経験についてはどのように考えておるのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

過去の件、私が教育委員会に来てから、平成22年の10月にですね、東小学校のほうで同じような案件がありました。当時も車と8メートル程度離れておったということで、安全であろうということで、作業中にやっぱり小石がそれだけ跳んだということで、想定外と言うんでしょうか、そういった中でしたと。この件につきましても、学校の用務員さんにはですね、十分注意してと話をしております。今回の件につきましても、車両から7メートル以上離れていたということの中で、そこまで跳ばないだろうという判断のもとにしたわけですが、結果としてこのような事態になったということですので、このあたりについては十分、各小・中学校の結構草刈が多ございますので、そのあたり再度注意をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

こういった事故は学校関係だけではなくて、美化組合とかね、そういったところも過去にあったと思いますので、そういった点では、今後十分に注意をしてですね、こういった作業をやっていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、発議第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、請願第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

お諮りします。

日程第4、議案第63号から日程第24、承認第4号まで及び日程第27、発議第7号から日程第28、請願第5号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分閉会
